



令和元年8月の前線に伴う大雨により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置の実施

このたびの令和元年8月の前線に伴う大雨により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

HTB エナジー株式会社は、災害救助法が適用された地域^{※1}において、この大雨により被災されたお客さまからのお申し出があった場合、下記の特別措置を実施致します。

また、一部措置については送配電事業者にての対応となるものがございます。

※1 災害救助法の適用地域の詳細及び適用地域は内閣府のホームページにてご確認ください。

【対象となるお客様】

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に係る災害救助法が適用された地域に「契約者住所」がある当社と電気契約をされているお客さま(個人・法人)。

【特別措置実施内容】

(1) 電気料金の支払期日の延長

2019年7月分(2019年8月28日以降に支払期日を迎えるものに限る。)、

8月分、9月分、および10月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月延長する。

(2) 不適用月の電気料金免除

被災時が属する料金計算月の翌月から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を6ヶ月間に限り免除する。

(3) 工事負担金の免除

被災前と同じ契約内容で電気の使用を申し込まれた場合の工事負担金を申し受けない。

なお、工事負担金の免除は2020年2月末日までのお申込分とする。

(4) 臨時工事費の免除

被災された供給地点について、臨時工事費を申し受けない。

なお、臨時工事費の免除は2020年2月末日までのお申込分とする。

(5) 被災により使用出来なくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備について、2020年2月末日までの間は、その使用不能設備分の基本料金を申し受けない。

本件に関するお問い合わせ先
≪ HTB エナジーお客さまセンター ≫
受付時間:10:00~18:00(平日)
電話番号:050-3852-1193
Eメール:info@htbe.jp